

早稲田大学
消費者金融サービス研究所

Institute for Research on Consumer Financial Services
Waseda University

第9回公開シンポジウム

報 告 書

「格差社会と個人向け金融」

2009年6月22日（月）

早稲田大学小野記念講堂

ごあいさつ

早稲田大学消費者金融サービス研究所では今年度、「格差社会とクレジット」というテーマで公開シンポジウムを継続的に開催しています。1月には「格差社会とクレジットの役割」をテーマに、社会の格差が開いているといわれる中でクレジットが果たす役割とリスクについて、信用収縮の影響が最も大きいと思われる沖縄と北海道の具体例を紹介しながら、あるべきクレジット社会の姿について検討いたしました。また5月には「格差社会と中小・零細企業金融」をテーマに、事業者向け貸金市場、特に中小・零細企業の資金繰りを中心に議論を行っています。

今回は「個人向け貸金市場」に焦点をあて、個人向け金融の利用者に関する実態調査や市場動向の分析に基づき、主としてノンバンクが担ってきた貸金市場の現状や改正貸金業法の影響、さらには市場をよりよくしていくための方向性などについて考えて参ります。

ご報告をお願いする(株)NTTデータ経営研究所の佐藤哲士氏には、同研究所が2007年から実施している消費者金融サービスの利用に関する実態調査に基づいたお話を、また金融コンサルタントの小林幹男氏は、『「貸せない」金融一個人を追い込む金融行政』（角川SSC新書）という近著をお持ちであり、これに基づいたお話をうかがいます。

早稲田大学消費者金融サービス研究所所長 坂野友昭

早稲田大学消費者金融サービス研究とは

企業金融を扱うコーポレート・ファイナンスについてはこれまでに数多くの研究がなされていますが、個人（消費者）を対象とするパーソナル・ファイナンスに関してはこれまでほとんど学術的な研究が行われていません。

ここ数年、消費者金融サービスをめぐる環境は大きく変わってきています。市場の縮小、既存プレイヤーの市場からの退出、違法業者、法改正が経済や利用者に及ぼす影響、新たな商品・サービス・チャンネルの開発、信用情報の保護と利用、多重債務者問題、金融教育、セーフティネットの充実など、解明すべき問題が山積みされています。

当研究所ではこうした諸問題を理論的かつ実践的に解決するために、経済、産業、経営、消費者、諸外国の事情といった側面から国際的・学際的に調査・研究を行うとともに、大学・大学院における消費者金融サービス関連講座の開設支援および教材作成などを行っています。

早稲田大学消費者金融サービス研究所 第9回公開シンポジウム

- テーマ** 「格差社会と個人向け金融」
- 日時** 2009年6月22日（月）16:00～18:00
- 会場** 早稲田大学 小野記念講堂（27号館）
- 主催** 早稲田大学消費者金融サービス研究所

プログラム

- 16:00 開会挨拶
- 16:10 報告Ⅰ
「データに基づく個人向け金融の利用者像」
株式会社NTTデータ経営研究所金融コンサルティング本部
アソシエイトパートナー 佐藤哲士
- 16:30 報告Ⅱ
「『貸せない』金融 お金が借りられない！」
金融コンサルタント 小林幹男
- 17:00 パネルディスカッション
〈パネリスト〉
株式会社NTTデータ経営研究所金融コンサルティング本部
アソシエイトパートナー 佐藤哲士
金融コンサルタント 小林幹男
〈モデレーター〉
早稲田大学消費者金融サービス研究所所長 坂野友昭
- 18:00 閉会

報告 I

「データに基づく個人向け金融の利用者像」

株式会社NTTデータ経営研究所金融コンサルティング本部
アソシエイトパートナー 佐藤哲士



個人向け金融の利用者像

本日参照するデータは、弊社が2007年11月にウェブで実施した「お金の借り入れに関するアンケート調査」に基づくもので（サンプル数約1,100）、以下は調査結果の主な傾向である。

- 利用者の年齢と業態をクロス分析すると、20～30代の若年層に消費者金融の利用割合が高く、年齢が上がるほど金融機関の利用割合が高まる。
- 業態を問わず、消費者ローンの利用目的は「日常の生活費」が最大で、「病気」「不時の災害」など緊急性の高い資金需要ほど消費者金融の利用率が高い。
- 借入順序は、銀行、カード・信販会社、消費者金融の順だが、若い層ほど早い段階で消費者金融を利用する傾向が強い。
- 借入先の選択理由では、銀行は手数料や金利の低さ、消費者金融やカード・信販では立地や迅速性などの利便性が重んじられている。若い層ほど、金利より利便性重視の傾向が強まる。
- 利用者の36%は「家族は借入のことを知ら

ない」と回答。若年層ほどその傾向が強く、資金使途別では生活費、ギャンブル資金、金融商品の投資資金などに秘匿性が高い。

- 借入や返済の手段では、金融機関のATM、コンビニのATMを望む回答が多い。

貸金業法改正が利用者に与える影響

以下の報告は、弊社で調査実施・分析を行った日本貸金業協会の調査結果から得られた主要な傾向である（資金需要者に対しては2008年7～8月、貸金業者に対しては11～12月に調査を実施）。

- 07年夏～08年夏にかけて、約6割の貸金業者が法の完全施行を待たずに初期審査を厳格化しており、今後さらに厳しくすると回答。基準を変えないという回答は地方の小規模業者に多いと考えられる。
- 与信の厳格化、成約率の低下によって、「非正規社員」「自営業者」「低所得者」「他社借入3件以上」の個人への貸出に影響が出るとの回答が多い。
- 希望通りの借入ができなかった個人のうち、約4割は他の手段で資金の手当てをしており、資金使途としては「生活費補填」「借入金返済への充当」「事業資金補填」「教育費」が多い。「生活費」には納税や家賃支払いなどが含まれている可能性もあり、社会全体への今後の影響が懸念される。7%がヤミ金を頼っていることも懸念材料である。
- 44%の顧客はすでに年収の3分の1を超える借入をしている（単純計算で500万人と

推計)。

- ・ 総量規制に抵触する比率は低所得者ほど高い。年齢はあまり関係ない。
- ・ 法改正に対する認知は利用者でも 4 割程度に留まり、専業主婦に限ると 15%ほどしかない。今後利用しにくくなる層への周知が喫緊の課題といえる。

法改正が企業・個人事業者に与える影響

- ・ 経営者や個人事業者への調査では、企業規模が小さくなるほど事業性資金を貸金業者に依存する比率が高い。
- ・ 貸金業者からの借入は、「無担保・無保証」が74%と圧倒的に高い(銀行や公的金融は40%台)。
- ・ 貸金業者を利用する理由は、「手続きの簡便性」と「無担保・無保証」を挙げる人が多い。
- ・ 直近1年では、銀行・信金・信組の融資姿勢の厳格化を実感する声が高く、調査時点では貸金業者の姿勢に変化を感じないとする声が半数近く存在(今後変化すると思われる)。
- ・ 約4割の経営者・個人事業者は、個人で借りた資金を事業性資金に転用した経験を持つ。彼らの約6割は、個人で借りられな

くなると事業の資金繰りが悪化すると懸念している。

このように個人向け金融の利用者については、借りられなくなってからの行動(ヤミ金利用も含め)が今後どうなっていくか、また総量規制のインパクトがどのように出てくるかに注目していく必要がある。事業の資金繰りへの影響も懸念される。法改正をソフトランディングさせるためにも、早期にその影響と課題を見定め適切な施策について議論していかねばならない。 ■

さとうてつし/株式会社NTTデータ経営研究所 金融コンサルティング本部 アソシエイトパートナー
1993年神戸大学卒業。同年さくら銀行(現三井住友銀行)入行。マスリテール金融事業における戦略企画業務等に従事。2005年アビームコンサルティング入社。2007年NTTデータ経営研究所入社。個人リテール金融における事業構想、個人ローン戦略、インターネットバンキング戦略・ATM戦略、商品企画、事務・業務プロセス構築等のコンサルティングに従事。主な執筆活動として、『グリーゼン金利の動向と今後の金融機関の対応』(金融ジャーナル 2006年12月号)、『決済ビジネスの現状と今後の展開』(地銀協月報 2007年1月号)、『公金クレジットカード決済で変わる金融機関のマーケティング戦略』(週刊金融財政事情 2007年12月10日号)他多数。

報告Ⅱ

『貸せない』金融 お金が借りられない！

金融コンサルタント

小林幹男

**改正貸金業法が個人消費に与える影響**

私は、大手リース会社、外資系証券会社などいくつかの企業に籍を置いてきたが、一貫して企業のファイナンスのアレンジを手がけてきた。消費者金融会社との接触も多く、社会的意義のある業務であることも理解している。それがいま非常に厳しい状況に置かれ、機能不全に陥りかけていることは、日本経済の観点からも無視できず、先ごろ『「貸せない」金融—個人を追い込む金融行政』という本を上梓した。

貸金業には、①資金調達、②事業運営、③貸倒れの3つのコストがある。これらを足し込んでいくと、過払返還請求を除いても大手で融資残高の約18%、返還請求分を入れると27~28%にもなり、中小になれば30%を超えている。100万円を貸した瞬間に30万円がコストで消える計算だ。今後総量規制が進めば、ますます「貸せない」「借りられない」という状況が進むことになる。こうした事態が続くことが、果たして日本経済にとってプラスになるのだろうか。

本の中でも「借金難民」という言葉を造っ

たが、借りたいのに借りられないという人は現在でも700~800万人はいると推定する。CICと日本信用情報機構との情報交流の開始などで実質的に総量規制が機能していけば、借金難民はさらに増えていくだろう。

借りられない人が増えることで治安が悪化する懸念

日本で働く外国人は、口を揃えて日本の治安の良さを誉める。しかし景気が悪くなると治安は確実に悪くなる。現にいま“ひったくり”の件数が去年の1.5倍ペースで増えている。法改正と治安悪化の直接の関係を証明することは難しいが、法改正によって借りられない人が増え、彼らは消費を抑え、個人消費が悪化して景気は落ち込む。借りられない人にとっては、借りる権利の剥奪であり、大きなダメージとなる。これまで日本社会の安定を支えてきたのは“一億総中流意識”、すなわち社会的な不満を溜めにくい意識構造だったが、借りられないことで怨嗟に近い感情を持つ人が増えると、何らかの形で治安悪化につながる懸念される。こうしたことも踏まえた対策を考えるべき時期に来ているのではないだろうか。

本来の主旨とは異なる過払金返還請求の行われ方

貸金業法の改正がめざした消費者保護や多重債務者救済という理念については、それができるのであれば、私も何ら反対するものではない。しかし実際の運用にあたって、不利

益を被る人がかなり発生していることを考えると、ある程度の修正が必要だ。特に金利は本来変動するものであり、貸金業の上限金利も国債利回りを基準に、上乗せ金利をたとえば年25%~35%くらいのところで半年に一度金融庁が見直すという形が望ましいと考える。また総量規制は、年収の3分の1を目安にするとしても、カウンセリングによって個人に合わせた設定していくべきものだ。

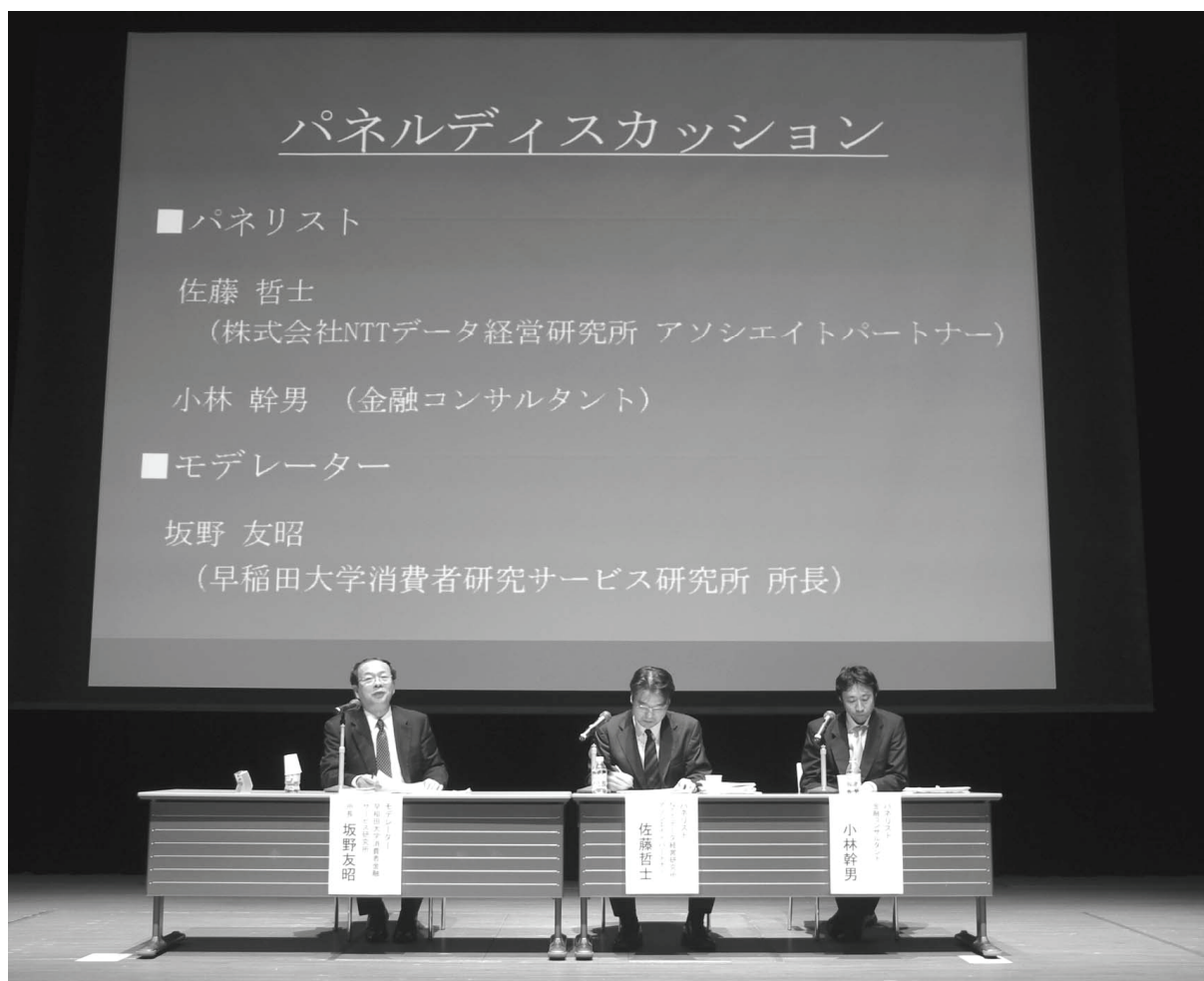
過払返還請求については、司法の場では圧倒的に消費者に有利な判断がなされており、手の打ちようがないかもしれないが、主旨としてはあくまで消費者保護、多重債務者救済にあると思われる。しかし現状では、返還請求者の65%は多重債務者ではないといい、これは本来の主旨とは異なる使われ方をしていることになる。多重債務者救済のメニューのひとつとしてならばともかく、過払返還請求権の行使については何らかの判断が必要な時期に来ているのではないか。返還請求が行きすぎると、貸金業界は存続できなくなり、どこからもお金の借りられない人がさらに増えることになる。そんな世の中にしてよいのだろうか。

貸金業界各社は莫大な税金を国に納めてきた。しかし各社はいまアフタータックスすなわち税引後ベースでキャッシュアウトや元本放棄に応じている。もしアメリカだったら間違いなく訴訟になる話だろう。

ノンバンクは、資金を銀行ではカバーできない隅々にまで行き渡らせるという機能を担ってきた。ニッチとはいえ非常に大きなマーケットである。そこが機能不全に陥れば多くの問題が出てくる。多重債務者保護は重要だが、もっと別のやり方もあるはず。手遅れになる前に種々の議論を始めるべき時期にきていると思われる。 ■

こばやしみきお／立教大学経済学部卒業。大手リース会社を経て、ABN AMRO Bank（オランダ銀行東京支店）入社。その後、エービーエヌ・アムロ証券、リーマン・ブラザーズ証券、モルガン・スタンレー証券にて要職を歴任。14年以上にわたる外資系金融機関在籍中に、シンジケートローン、証券化などの手法を用いて、数多くの企業の資金調達をアレンジした。現在は金融コンサルタントとして活躍中。2009年5月に角川SSコミュニケーションズより『「貸せない」金融 個人を追い込む金融行政』を上梓。

パネルディスカッション
「格差社会と個人向け金融」



〈 パネリスト 〉

株式会社NTTデータ経営研究所金融コンサルティング本部
アソシエイトパートナー 佐藤哲士
金融コンサルタント 小林幹男

〈 モデレーター 〉

早稲田大学消費者金融サービス研究所 所長 坂野友昭

金銭債務が減り生活債務が増大傾向に

坂野 お2人の話に共通するのは、必要などころに必要な資金が流れていないという点だ。佐藤さんから低所得者や自営業者、主婦などが借りられなくなるというお話があったが、現行制度は所得格差を和らげるという機能をすでに果たせなくなっている。数字でも

信用収縮は明らかに進行しており、貸金登録業者数はすでに半減し、消費者向け無担保貸付残高も3兆円の減少。事業者向け貸付はほとんど行われていないに等しい。一方で、必要でないところにお金が流れなくなったという意味で、法改正はよいことだったとする声もある。事業者向けについても、昨年後半



佐藤 哲士

さまざまな制度金融の充実が図られたのでそれで十分だという指摘もある。まずこうしたところから、佐藤さんのご意見をうかがいたい。

佐藤 保証協会の融資制度などのことを言っているのであれば、一般に貸金業者を利用している事業者は必ずしもそうした制度の利用者ではない。貸金業者を利用する事業者は、日々売り上げを立ててその中から返済していくという人が多い。法改正で与信基準が厳しくなり、貸金業者から借りられなくなった事業者を保証協会がすべて救えるわけではない。

小林 仮に2,000万円の事業資金の借入があるとして、そのすべてを29.2%で借りていたのではキャッシュフローはマイナスになるだろうが、私がヒアリングした限り、そうした先からの借入は2~3割で、あとは地元の信金・信組などから借りている。中小・零細企業のキャッシュフローは非常にいびつで、来週の決済に100万円必要というときに信金・信組に申し込んでも簡単には借りられない。事業者金融なら金利は高くても数日ですべて出してくれる。運転資金の一定割合を短期で回していく分には、こうした利用にそれほど問題はない。重要なのは、そこで借りられるという事実だ。その意味でノンバンクの社会的意義は間違いなくあった。

坂野 消費者向けについてはどうか。

佐藤 今年のはじめ、カウンセリング機関や多重債務者の相談機関の人に話を聞く機会があり、以前なら複数の事業者から1,000万円以上借りているという人が多かったものが、最近は1~2社から200~300万円程度という人が増えている反面、相談内容では税金や家賃、水道光熱費の滞納など、生活債務に関するものが増えているという。金銭債務の相談が減り、生活債務相談が増えている傾向がある点は注目しておく必要がある。多重債務問題の解決は、信用情報機関の登録件数を減らすことだけではないはずだ。

坂野 イギリスでは過重債務をとらえるときに公共料金や家賃の滞納なども含めている。日本でもそうしたものも含めて見ていく必要があると思われる。

借りたい人が借りられ、貸す方も幅広く貸せる制度を

小林 経済は借金があって回っているといつて過言ではない。所得の多寡には関係ない。実際、金持ちほど借金をする。現金を持っていても、多額の買い物のために借金をしている。確かに借りすぎはいけませんが、借金の存在を前提とした議論がそもそも必要だ。

坂野 一方で、多少信用収縮はあっても、多重債務者が減ったのでむしろ制度としてはプラスだったという議論もある。

小林 長年金融機関にいた立場として、そうした考え方は全く理解できない。

坂野 マクロ分析では、一部の家計に過度の借入に伴う高金利・手数料の支払いにより可処分所得を減少させるマイナスの効果が見られるものの、全体的には、低所得者グループから高所得者グループまでの全般的消費を増加させるプラスの効果を持つというのが一般的だ。

小林 いま起きているのは、貸す方が貸せず、借りる方も借りられないという状況だ。多く

の人が信用度に応じて借りられ、貸す方も幅広く貸せる状況を作ることが必要だ。信用情報機関もあるわけだし、自己責任原則やカウンセリング制度なども含めて考えていくことだ。それでも多重債務者は出てくると思うが、自己破産や民事再生、あるいは過払金返還請求などの制度で対応すればいい。特定の部分にフォーカスしすぎて経済全体に影響が及んでしまうと、“角を矯めて牛を殺す”ようなことになってしまう。

総量規制の間接的な影響まで見ていく必要性

坂野 これからは総量規制の影響も出てくると思われる。先ほど佐藤さんからは4割以上の人が年収3分の1規制に抵触するとの報告もあったが、今後総量規制の影響はどのような形で出てくると考えられるか。

佐藤 貸金業者が、いつ法改正対応策を発動するかということだが、現実問題として利用者には、まとまった額を借りて少しずつ返す人もいれば、少額ずつ借入れと返済を繰り返す人もいる。総量規制対応が始まれば、こうした少額ずつの借入れが行いにくくなる可能性がある。生活費を切り詰めて返済に充てることのできる人はいいが、そうではない人はヤミ金を利用することも考えられる。債務整理も増えるだろう。

坂野 個人で借りたものを事業資金に回したことのある事業者が4割との報告もあったが。

佐藤 彼らも総量規制に抵触すると、新たな借入れができなくなるが、中小・零細業者における事業性資金ニーズは、決済資金や従業員の給与など差し迫ったものが多く、別の調査データでは、借りられなくなったとき、事業性資金の借入れほどヤミ金に頼る比率が高いこともわかっている。彼らが今後ヤミ金に行く可能性は高くなるだろう。

坂野 小林さんは総量規制の影響について

どうご覧になるか。

小林 JCFAの『消費者金融白書』にも、「融資を断られたとき違法業者に接触した」という回答が7%ほどある。同じところには「他社から借入れをした」という回答が20.8%もあるが、彼らの多くはすでに正規業者からは借りられないのだから、そうとは気づかずにヤミ金から借りているのではないだろうか。今後その割合はさらに増え、社会的トラブルも増大するものと考ええる。

坂野 総量規制には、その他にも年収証明の徴求や配偶者貸付における同意の取得、個人事業者には資金計画などの提出などさまざまなことが求められている。これらの影響もかなり大きいのではないだろうか。

佐藤 家族に内緒で借入をしている人は多い。今後は突然家に業者からの通知が届き、夫婦間で問題が起きるということもあるだろう。これまで、専業主婦が夫に内緒で生活費補填のための借入をするということは結構あったが、今後はそれができなくなる。

坂野 カウンセリング機関の人にも、最近は「借入のことが夫に知れたら殺されてしまう」といったドメスティック・バイオレンス（DV）が絡んだような相談が増えてきているという話を聞く。このあたり、小林さんの報告にあった治安の問題とも関係してくるかもしれない。



小林幹男



笹野友昭

佐藤 DVや離婚の問題が増大する可能性はある。特に主婦の借入れについては、家庭問題をどのようにケアしていくかという視点も必要になるだろう。また、ある事業者に聞いた話だが、ゴールドカードを保有する医師が、開業のために数千万円を借りるのは問題ないが、その後、ゴールドカードの更新タイミングを迎えたときに、たとえ年収が数千万円あっても、カードの審査が通らなくなる可能性があるという。総量規制については、こうした間接的な影響も含めて見ていかなければならないだろう。

坂野 先ほどの治安の問題に関して、クレジットのオペラビリティと犯罪発生率の関係について直接的にみた研究はあまりないようだが、失業率と犯罪発生率の相関に関する研究はいくつかある。有名なものが、ジュリアーニ氏がニューヨーク市長時代に犯罪対策に応用した「割れ窓理論」。軽微な犯罪を徹底的に取り締まると凶悪犯罪発生率が抑えられるという説だが、いくつかの研究の結果、ニューヨークでの犯罪件数の減少は失業率との相関でかなりの部分説明がつくと結論づけられた。しかし割れ窓理論にも多少の効果はあるといわれており、クレジットのオペラビリティと犯罪発生率との関係は、小林さんの言われるように面白い研究テーマかもしれない。

ノンバンクに代わり得るプレーヤーはほとんどいない

坂野 そもそもお2人は貸金業法の改正についてどのようにお考えか。

佐藤 多重債務者問題を解決するという主旨は理解できるし、そのひとつの有効な手段であるとも思う。しかしこのまま第4条施行まで進んでいいのかどうか、いまこの時点で、さまざまな影響についてじっくり考えていただきたいと思う。

小林 私も立法の主旨は決して間違っていないかと思う。しかしリーマンショック以降、景気の落ち込みが非常に激しい中で、実際にさまざまな弊害が出てきており、何らかの手だてを打つ必要がある。少なくとも総量規制はますますにでも見直すべきではないか。

坂野 改正法は既存のプレーヤーに大きな打撃となったが、市場収縮を止めるにはそれに代わる新たなプレーヤーが必要になる。誰にその役割が担えるだろうか。

小林 銀行はBIS基準に縛られているので、いままでノンバンクが担ってきたポジションをそのまま受け継ぐことは非常に難しいと思われる。

佐藤 貸金業法の改正は銀行には直接関わっていないが、既存のプレーヤーで貸金業者に代替できる存在ということになると、やはり銀行しかない。しかし銀行も二の足を踏んでいる状態だ。金融機関によって温度差も違う。貸金業者のマーケットをすべて銀行が代替できるとは考えにくい。P2Pのような新たなビジネスモデルが数年後にこれだけの規模に成長するとも思えない。貸金業者に代わり得るプレーヤーはなかなかいないのではないだろうか。

消費者教育やセーフティネットの充実も必要

坂野 小林さんからは、解決案として総量規制は撤廃し、カウンセリングを機能させる。上限金利も変動性にすべきというお考えが示された。佐藤さんはいかがだろうか。

佐藤 個人的には、総量規制が一律に年収の3分の1である点を見直す必要を感じている。同じ年収300万円でも、自宅か賃貸住宅か、独身か扶養家族がいるかでは可処分所得は全く違う。地域によっても物価や家賃の水準も異なる。

坂野 個人事業主においては、年収なのか年商なのかでも借りられる可能性が大きく違う。先ほどの4割以上が年収の3分の1を超えているという報告について、実際どれくらいが返済困難に陥ると推計されるだろうか。

佐藤 同じ調査で、これに該当する人々の月次の家計収支をみると、家計を切り詰めても収支がマイナスになると答えた人が3割くらいいた。該当者が500万人いるとしたら、100万～150万人は直ちに返済困難に陥る可能性がある。また小林さんも書かれているが、多重債務問題の根っこには、消費者金融からの借金は恥ずかしいという意識があるのではないかと考えている。ある人が「日本で唯一市民権のある借入は住宅ローンとマイカーローンだけだ」と言っていたが、実際これらのデフォルト率は低い。恥ずかしさを伴わない借入なので、知人などに相談をして情報を仕入れ、賢い借り方ができるからだろう。その意味では、やはり金銭教育の充実が一方において必要ではないかと思われる。

坂野 小林さんは、基本的にマーケットに任せるべきとのお考えだが、一方で任せすぎる

とさまざまな違法行為が出てくるという面が過去にもあった。

小林 そこは当然厳しく対応すべきで、金融庁による定期的な検査や報告義務の強化なども考えられるのではないか。

佐藤 教育に加えて、セーフティネットをいかに充実させていくかも課題だ。仮に500万人の総量規制抵触者がいるとして、枠を止められたら自己破産をしようとしている人が10%程度いる。総量規制が始まったとたん50万人が一斉に自己破産申請をしたら、とても処理できない。弁護士の数は地方によって大きく差があるし、そのための対応も必要になってくるだろう。とにかく環境は大きく変わってきている。法改正による一律的な規制よりも、個人個人の事情や状況にいかに配慮していくかという議論が必要になっているものと思われる。

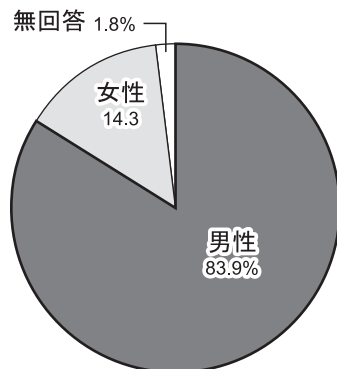
小林 借金は個々の生活者に必要なものであり、貸す方も幅広い人々に貸せる世の中に戻すことが必要だと考える。 ■

さかのともあき／早稲田大学消費者金融サービス研究所所長、早稲田大学商学学術院教授パーソナルファイナンス学会常任理事、国際ビジネス研究学会常任理事。1977年早稲田大学商学部卒業。1982年早稲田大学大学院商学研究科博士後期課程修了。専門は経営戦略。訳書に『個人情報管理と倫理』（敬文堂）、『21世紀の消費者信用市場』（東洋経済新報社）、『消費者信用市場の経済学』（東洋経済新報社）他。
Journal of Marketing, Journal of International Business Studies, Organization Science, Journal of Applied Psychology, Journal of Business Ethics など、海外の主要学術雑誌に多数の論文を発表。

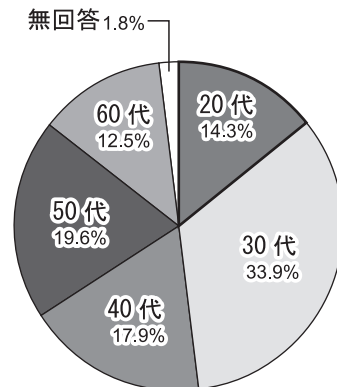
アンケート

これからの公開シンポジウムを開催する際の参考とするため、シンポジウム当日に以下の通りアンケートにご回答いただきました。

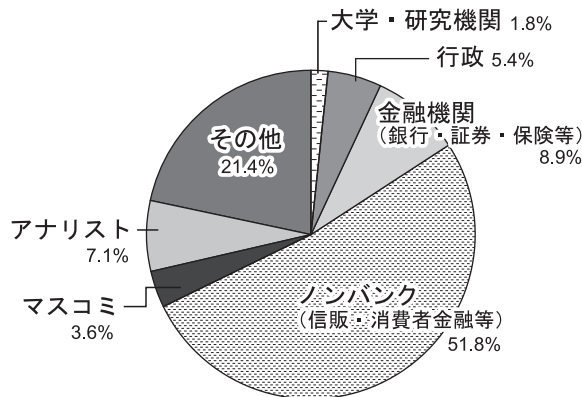
1) あなたの性別は？



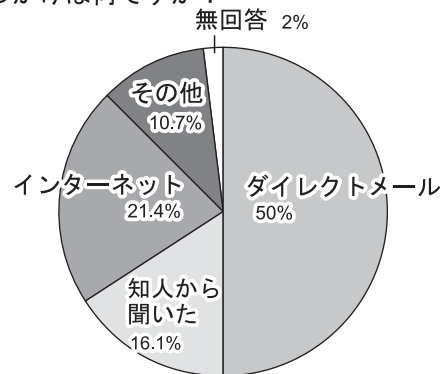
2) あなたの年代は？



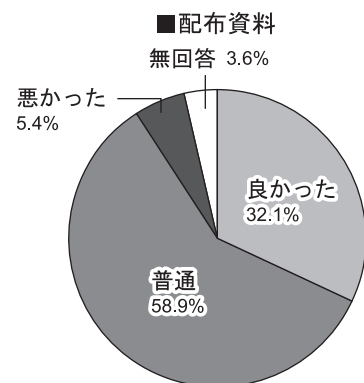
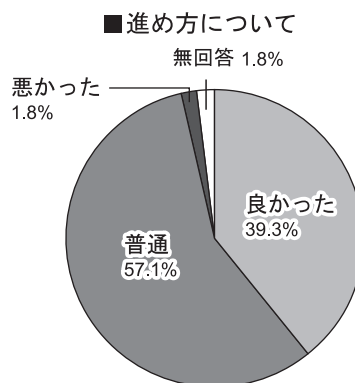
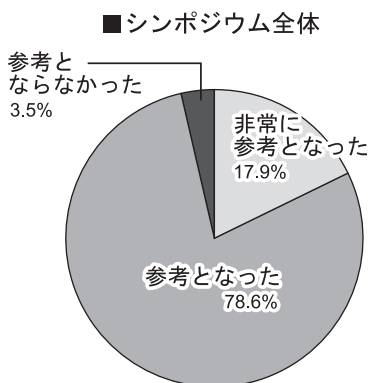
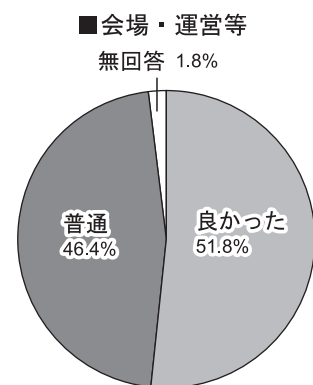
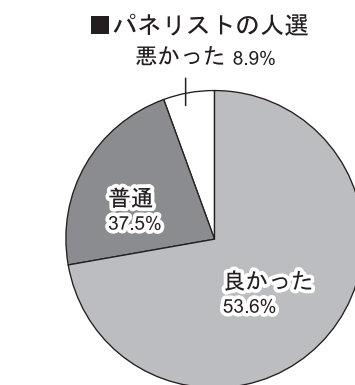
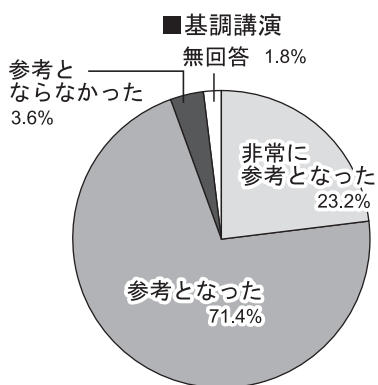
3) あなたのご職業は？



4) このシンポジウムをお知りになったきっかけは何ですか？



5) 今回のシンポジウムに出席されたご感想をお聞かせください





● 問い合わせ先 ●

早稲田大学消費者金融サービス研究所 リエゾン・オフィス
〒162-0041 東京都新宿区早稲田鶴巻町518 司ビル5階
Tel : 03-5273-8155 Fax : 03-5292-5136

URL : <http://www.waseda.jp/prj-ircfs/>
e-mail : ircfs@kurenai.waseda.jp